議案第19号三次近江日本書創的限立委工書的書門制工中是立英印工原本工業

三朝町特別医療費助成条例等の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例等の一部を改正することについて、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決 を求める。

平成11年3月11日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成11年3月24日原案可決 三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例等の一部を改正する条例

(三朝町特別医療費助成条例の一部改正)

第1条 三朝町特別医療費助成条例(昭和48年三朝町条例第34号)の一部を 次のように改正する。

別表第2号中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

- (三朝町高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する条例の一部 改正)
- 第2条 三朝町高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する条例 (昭和54年三朝町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱児」 を「知的障害児」に改める。

(三朝町医療費助成条例の一部改正)

第3条 三朝町医療費助成条例(昭和57年三朝町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

(三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第4条 三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例(昭和57年三朝 町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

平成11年8月11日

附則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

单位工作学3月24日原案可读

三朝町黨会觀長 西村武津美

:朝町条例第 号

「朝町特別医療費助成条例等の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例の一部改正

第1条 三朝町特別医療費助成条例 (昭和48年三朝町条例第34号) の一部を

次印上台尼改正主名。

別表第2号中「精神療服者」を「知的膜障者・に改める。

三朝町高幅者住宅整備資金及び隨害者住字整備資金合付日に限する3条例35-38

(1135

章2条 三朝町高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する条例

(昭和64年三朝町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「精神攤弱者」を「知的障害者」に、「精神炸奶児」

を 別的障害児 に吹める。

(三朝町) 長春曹 助成条例(3) - 新港 正)

第3条 二朝町医療費助成条例(昭和87年三朝町条例第9号)の一部全次のよ

うに改正する。